

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2021 年 7 月 19 日

パナソニック株式会社

2021年7月19日

吸収分割に係る事前開示事項

大阪府門真市大字門真 1006 番地
パナソニック株式会社
代表取締役社長執行役員 楠見 雄規

当社は、2021年5月31日付でパナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社（以下「本承継会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約書（以下「本吸収分割契約書」といいます。）に基づき、2022年4月1日を効力発生日として、当社が営む本吸収分割契約書に定める事業に関して当社が有する権利義務を本承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。

本吸収分割に関する事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項第2号）

本吸収分割契約書の内容は、別添1のとおりです。

2. 本吸収分割の対価等の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ）

本吸収分割に際し、本承継会社は新たに普通株式1株を発行し、その全てを当社に対して割当交付いたします。

当社が本吸収分割に際して交付される株式の数につきましては、当社が本承継会社の発行済株式の全部を所有しており、かつ、本吸収分割に際して本承継会社が発行する株式の全てが当社に交付されるところ、両社の協議により決定したものであり、相当であると判断しております。

また、本吸収分割により変動する本承継会社の資本金及び準備金の額については、本吸収分割後における本承継会社の事業内容及び当社から承継する資産及び負債を考慮し、会社計算規則第37条又は第38条に定めるところに従って決定するものであり、相当であると判断いたしました。

3. 吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第183条第4号）

(1) 吸収分割承継会社の計算書類等の内容（会社法施行規則第183条第4号イ）

吸収分割承継会社である本承継会社の最終事業年度（2020年4月1日～2021年3月31日）に係る計算書類等は別添2のとおりです。

- (2) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第183条第4号ロ）

該当すべき事項はございません。

- (3) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第183条第4号ハ）

該当すべき事項はございません。

4. 吸収分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第183条第5号イ）

- 1) 当社は、2021年4月23日の取締役会において、Blue Yonder Holding, Inc.（以下「Blue Yonder」といいます。）の80%分の株式追加取得を行い、同社を完全子会社化することを決定しました。また、同社並びに同社の実質的な株主であるBlackstone Group Inc.及びNew Mountain Capitalとの間で最終合意に至りました。これにより、当社がすでに保有する20%の株式投資と合わせ全株式を取得することになります。

本件取引により、当社は、世界トップクラスのサプライチェーン・ソフトウェアの専門企業であるBlue Yonderから、AI（人工知能）、ML（機械学習）の最新技術や、サプライチェーンのパッケージソフトウェアビジネス、リカーリングビジネスのノウハウを獲得し、「現場プロセス事業」の進化をより一層加速させます。加えて、自社のサプライチェーンにおけるオペレーション力強化（コスト競争力の向上等）を図るとともに、アジャイル（俊敏）な企業文化を取り入れ、融合することにより、自社の変革を加速していきます。

なお、株式の追加取得額は56億米ドル、有利子負債の返済を含む買収総額は71億米ドルを見込んでおり、当社と当社の米国子会社が株式を取得する予定です。

- 2) 当社は、2021年5月31日付で、それぞれ次の①から⑧までに掲げる吸収分割契約を締結しました。なお、各吸収分割の効力発生日は、2022年4月1日を予定しています。

- ① パナソニック分割準備株式会社（2022年4月1日付でパナソニック株式会社に変更予定。以下「新パナソニック」といいます。）との間の、パナソニックが営むホームアプライアンス事業、中国・北東アジア事業、空質空調事業、食品流通事業及び電気設備事業に関する権利義務を新パナソニックに承継させる旨の吸収分割契約

- ② パナソニック オートモーティブシステムズ株式会社との間の、当社が営むオートモーティブ事業に関する権利義務をパナソニック オートモーティブシステムズ株式会社に承継させる旨の吸収分割契約
- ③ パナソニック エンターテインメント&コミュニケーション株式会社との間の、当社が営むスマートライフネットワーク (AVC) 事業に関する権利義務をパナソニック エンターテインメント&コミュニケーション株式会社に承継させる旨の吸収分割契約
- ④ パナソニック ハウジングソリューションズ株式会社との間の、当社が営むハウジング事業に関する権利義務をパナソニック ハウジングソリューションズ株式会社に承継させる旨の吸収分割契約
- ⑤ パナソニック インダストリー株式会社との間の、当社が営むデバイス事業に関する権利義務をパナソニック インダストリー株式会社に承継させる旨の吸収分割契約
- ⑥ パナソニック エナジー株式会社との間の、当社が営むエナジー事業に関する権利義務をパナソニック エナジー株式会社に承継させる旨の吸収分割契約
- ⑦ パナソニック オペレーショナルエクセレンス株式会社との間の、当社が営むプロフェッショナルビジネスサポート事業に関する権利義務をパナソニック オペレーショナルエクセレンス株式会社に承継させる旨の吸収分割契約
- ⑧ パナソニック スポーツ株式会社との間の、当社が営むスポーツマネジメント事業に関する権利義務をパナソニック スポーツ株式会社に承継させる旨の吸収分割契約

3) 当社は、2021年6月11日付で、複数の取引銀行と、期間を3年間とする総額6,000億円のコミットメントライン契約を締結しました。

5. 吸収分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

(1) 吸収分割会社の債務の履行の見込みについて

本吸収分割後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本吸収分割後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

従いまして、本吸収分割後における当社の債務について履行の見込みがあると判断しております。

(2) 吸収分割承継会社が当社から承継する債務の履行の見込みについて

本吸収分割後の本承継会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれま

す。

また、本吸収分割後の本承継会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、本承継会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。

従いまして、本吸収分割の効力発生日以後における本承継会社の債務については、その履行の見込みがあると判断しております。

以上

別添1

印紙貼付欄

吸収分割契約書

甲：パナソニック株式会社

乙：パナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社

契約締結日：2021年5月31日

吸収分割契約書

パナソニック株式会社（以下「甲」という。）及びパナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、第1条に定める甲の事業に関する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）につき、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収分割）

本契約の規定に従って、甲は、会社法第2条第29号に定める吸収分割の方法により、甲が営む次に掲げる事業（以下「本事業」という。なお、本効力発生日（第6条に定義する。以下同じ。）までに甲の組織内再編が行われる場合、次に記載される各組織は、当該組織内再編後の後継部門と読み替える。）に関して甲が有する第3条第1項に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

コネクティッドソリューションズ社が営む事業（イノベーションセンターサイバーセキュリティ研究室が営む事業及びホームアプライアンス事業又はオートモーティブ事業に主として付随し又は関連する事業を除く。）及びこれに主として付随し又は関連する事業（プロフェッショナルビジネスサポート部門グローバル調達社CNS調達センター、デバイス集中契約センターLCD契約部中小型液晶課及び福岡統括部購買部CNS購買課が営む事業並びにイノベーション推進部門テクノロジー本部ストレージ開発室次世代デバイス課及びディスク開発課が営む事業を含む。）

第2条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次に掲げるとおりである。

（甲）吸収分割会社

商号： パナソニック株式会社（但し、本効力発生日付で「パナソニック ホールディングス株式会社」に商号を変更予定。）

住所： 大阪府門真市大字門真1006番地

（乙）吸収分割承継会社

商号： パナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社（但し、本効力発生日付で「パナソニック コネクト株式会社」に商号を変更予定。）

住所： 福岡県福岡市博多区美野島四丁目1番62号

第3条（本吸収分割により承継する権利義務）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する本事業に関する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細表」記載のとおりとする。

2. 第 1 条及び前項に基づき乙が甲から承継する債務として別紙「承継対象権利義務明細表」に記載されたものについては、乙が免責的にこれを引き受ける。
3. 甲は、当該承継する債務について履行その他の負担をしたとき（会社法第 759 条第 2 項に基づき履行その他の負担をしたときを含むがこれに限られない。）は、乙に対してその負担の全額について求償することができる。

第 4 条（本吸収分割の対価）

乙は、本吸収分割に際し、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価として乙の普通株式 1 株を甲に対して交付する。

第 5 条（乙の資本金及び準備金の額）

本吸収分割により変動する乙の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第 37 条又は第 38 条に定めるところに従って乙が別途定める。

第 6 条（効力発生日）

1. 本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2022 年 4 月 1 日とする。但し、本吸収分割の手の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙協議の上合意することにより、本効力発生日を変更することができる。
2. 本吸収分割の効力は、パナソニック出資管理合同会社の甲に対する利益の配当として、パナソニック スマートファクトリーソリューションズ株式会社の普通株式が甲に交付されたことを停止条件として生じる。

第 7 条（競業禁止義務）

甲は、本効力発生日以降においても、本事業に関し、会社法第 21 条に基づく競業禁止義務を負わない。

第 8 条（本吸収分割の承認）

1. 甲は、会社法第 784 条第 2 項に基づき、本契約につき株主総会の承認を得ないで本吸収分割を行う。なお、同項における甲の総資産額の基準日は、2021 年 6 月 30 日とする。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、その株主総会において、本契約の承認その他本吸収分割に必要な事項に関する決議（会社法第 319 条第 1 項に基づき株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）を得る。

第 9 条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

甲及び乙は、本契約の締結日から本効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変更が生じたとき、又は本吸収分割の手續を阻害する重大な事態が生じたときは、甲乙協議の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 10 条（本契約の効力）

本契約は、第 8 条に定める機関決定が本効力発生日の前日までに得られないとき、又は必要な関係官庁の承認が本効力発生日の前日までに得られないときは、その効力を失う。

第 11 条（準拠法及び管轄）

1. 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。
2. 本契約に関する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 12 条（協議事項）

本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関して疑義が生じた場合には、本契約の趣旨及び信義誠実の原則に従い、甲乙誠実に協議の上これを解決する。

(以下余白)

本契約の締結を証するため、本契約書1通を作成し、各当事者が、それぞれ署名又は記名押印の上、甲が原本を乙はその写しを保有する。

2021年5月31日

甲：パナソニック株式会社

代表取締役社長 津賀 一宏 ⑩

2021年5月31日

乙：パナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社
代表取締役社長 片倉 達夫 ④

承継対象権利義務明細表

本効力発生日において乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、本効力発生日の直前（以下「基準時」という。）における次に定める権利義務とする。

1. 資産

本事業に属する一切の資産（知的財産権については下記2.において定める。）。但し、次に掲げる資産を除く。

- (1) 全ての土地（土地を目的とする信託受益権を含む。）
- (2) 共通活用可能な基幹・複合拠点として以下に掲げる建物（建物を目的とする信託受益権を含む。）及びその用に供する設備等（本事業に属するものを除く。）
 - ・ 大阪府門真市及び守口市の甲の本社地区、ライフソリューションズ社大阪（門真）地区及びインダストリアルソリューションズ社本社地区（以下「本社・西門真地区」と総称する。）所在の建物（専ら研究開発の用に供する建物を除く。）
 - ・ 横浜市都筑区佐江戸町所在の建物（専ら研究開発の用に供する建物を除く。）
 - ・ 東京都港区所在のパナソニック東京汐留ビル
- (3) 海外法人及び国内法人の株式又は持分。但し、本号にかかわらず、次に掲げる法人の株式は、承継対象とする。なお、当該株式を本吸収分割により乙に承継することに関し、当該法人の他の株主の同意を要する場合であって、基準時時点においてかかる同意を取得できる見込みがなく、かつ、当該株式を乙に承継させることにより甲又は乙その他の甲の子会社に重大な不利益が発生するときには、当該株式を承継対象権利義務から除外する。
 - ① パナソニック モバイルコミュニケーションズ株式会社
 - ② パナソニック スマートファクトリーソリューションズ株式会社
 - ③ パナソニック交野株式会社
 - ④ パナソニック吉備株式会社

2. 知的財産権

本事業に属する著作権等の知的財産権。但し、産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権）はいずれも乙に承継されない。

3. 債務・負債

本事業に属する一切の債務及び負債

4. 契約（労働契約を除く。）

甲を当事者として締結された本事業に属する一切の契約（当該契約の変更・更新合意その他これに付随する契約を含み、労働契約を除く。また、調達取引その他これに類する取引に関する契約については、本事業に関する契約とし、そのうち本事業以外の事業にも関連する契約については、本事業に関連する部分に限る。）並びにそれらの契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務。但し、次に掲げる契約及びこれらに基づき発生した一切の権利義務を除く。また、承継対象権利義務に含まれる甲の契約上の地位若しくは当該契約に基づく権利義務を本吸収分割により乙に承継することが、当該契約に定める義務と抵触し、かつ当該義務の免除について当該契約の相手方の同意が得られず、又は、甲の契約上の地位等を乙に承継させるために当該契約において必要とされる手続を甲が基準時時点において履行できる見込みがない場合であって、かつ、当該契約上の地位等を乙に承継させることにより甲又は乙その他の甲の子会社に重大な不利益が発生するときは、承継対象権利義務から除外する。

(1) 産業財産権に関する契約

(i)甲が有し、又は将来取得する見込みの産業財産権の手続、譲渡又はライセンスを主たる目的とする契約、(ii)第三者が有し、又は将来取得する見込みの産業財産権の譲受又はライセンスを主たる目的とする契約、及び、(iii)前記以外の契約であって、本事業に係る甲の組織又は子会社以外の甲の組織又は子会社に管理籍が設定された産業財産権の譲渡又はライセンスを含む契約（当該契約上の地位等を乙に承継しないことによって、甲又は乙その他の甲の子会社に重大な不利益が発生するものは除く。）。但し、(i)から(iii)のいずれについても、甲の子会社との間で締結された契約を除く。

(2) 産業財産権以外の知的財産権に関する契約

本事業以外の事業においても必要となる、第三者との間で締結されたソフトウェアのライセンスインに関する契約。但し、当該契約上の地位等を乙に承継させることによって甲又は乙その他の甲の子会社に重大な不利益が発生しないものは除く。

(3) 合弁契約・株主間契約

承継対象権利義務に含まれない株式又は持分に関する合弁契約及び株主間契約その他これに類する契約

(4) M&A 取引に係る契約

M&A 取引に係る契約のうち、クロージングが既に完了しているもの

(5) アンブレラ契約

但し、当該契約上の地位等を乙に承継させることによって甲又は乙その他の甲の子会社に重大な不利益が発生しないものは除く。

(6) 関係官庁との和解契約

但し、当該契約上の地位等を乙に承継させることによって甲又は乙その他の甲の子会社に重大な不利益が発生しないものは除く。

(7) 本社・西門真地区に所在する土地に係る甲を賃借人とする賃貸借契約

5. 労働契約

(1) 本事業に主として従事する従業員（傷病、育児、介護等による長期欠勤又は出向等の理由で休職中の者を含む。以下同じとする。）との間の労働契約に関する契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務。但し、本吸収分割により乙に承継されないことについて個別に同意した従業員との間の労働契約に関する契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務を除く。

(2) 本効力発生日において甲とパナソニックグループ労働組合連合会及びその傘下の労働組合が締結している労働協約のうち、甲とパナソニックグループ労働組合連合会及びその傘下の労働組合との間で乙に承継することを別途合意した労働協約

6. 許認可等

本事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出、補助金等のうち、法令上承継することが可能なものの一切

以上

第 5 4 期

事 業 報 告

2020 年 4 月 1 日から

2021 年 3 月 31 日まで

パナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社

事業報告

2020年4月1日から
()
2021年3月31日まで

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期における当社を取り巻く経営環境は、前期末からの新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する経済の悪化懸念から先行きが不透明な状況が続きました。個人消費は外出自粛や休業要請に伴い大きく落ち込み、企業の設備投資も抑制傾向にあるため、企業景況感は停滞感が長期化することが懸念されています。

このような経済環境下、当社も営業活動に大きな制限を受けた影響等により当期の売上高は、2,815億7千万円と前期売上高3,148億8千万円に対して10.6%の減収となりました。営業利益は、調達プロセス改革の実施等による原価低減や経費削減に取り組んだものの減収による売上総利益減少の影響が大きく、営業利益145億3千万円と前年同期（179億5千万円）と比べ34億円の減益となりました。法人税及び法人税等調整額は、連結納税制度の適用により繰越欠損金を控除できる見通しとなり、前年同期（55億円）と比較し78億円の負担減となりました。この結果、当期純利益は前年度の129億7千万円に対し、169億2千万円となりました。

資金調達の状況につきましては、当期の所有資金はすべて自己資金によって充当し、外部からの調達は行っておりません。

その他、当期の業績結果につきましては次頁の通りです。

(2) 今後の見通しと対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症による景気への影響が懸念されるものの様々な感染防止策や1年延期された五輪開催も起因し、経済活動は概ね回復に向かうことが期待されております。一方、今後10年を見ると、バブル期入社層の大量退職の中、現状の新卒採用を続けても社員が3割減少する人員縮小期に入ります。

このような環境のもと、持続的な収益成長を実現するために、当社は中期的な視点で収益構造のトランスフォーメーションに取り組みます。具体的には、「エッジデバイス（ハードウェア）とソリューション・エンジニアリングのノウハウを組み合わせお客様経営課題を解決していく現場プロセス事業の更なる拡大」・「少人数でもオペレーションできるようなDX（デジタルトランスフォーメーション）の加速」・「事業継続性、内部統制の担保を両立した次期IT基盤の構築」を進めます。

当社はこれらの収益構造のトランスフォーメーションを実施し、市場環境の激変に迅速に対応することで、お客様への価値を自ら創造し続けるサステイナブルなサービスカンパニーを目指します。

(3) 財産および損益の状況の推移

| 区分 \ 年度 | 2017年度 (第51期) | 2018年度 (第52期) | 2019年度 (第53期) | 2020年度 (第54期) |
|----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 売上高 (百万円) | 291,303 | 307,887 | 314,885 | 281,577 |
| 経常利益 (百万円) | 12,380 | 14,957 | 18,582 | 14,693 |
| 当期純利益 (百万円) | 8,889 | 12,378 | 12,977 | 16,924 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 64,601 | 89,960 | 94,315 | 123,000 |
| 総資産 (百万円) | 126,574 | 143,220 | 139,395 | 140,402 |
| 純資産 (百万円) | 56,513 | 68,091 | 69,927 | 73,017 |

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社はパナソニック株式会社であり、同社は当社の株式を 100%保有しております。親会社が生産し商標を表示している製品を、当社が市場に販売しております。

② 重要な子会社の状況

(2021年3月31日現在)

| 会社名 | 資本金 (百万円) | 議決権比率 (%) | 主要な事業内容 |
|---------------------|--------------|--------------|--------------------------------|
| パナソニックSS サービス(株) | 30 | 100.0 | 電気・通信その他各種システム に関する修理・保守・運用 |
| 光英システム(株) | 100 | 99.8 | 輸配送システム及び車載端末 の開発・保守 |

(5) 主要な事業内容

当社は、電気機械器具の製造・販売およびS I、施工、保守サービスを主たる事業としており、主要な製品は次のとおりであります。

(2021年3月31日現在)

| 主 要 製 品 |
|--|
| 監視・防犯カメラ、決済・認証端末、無線関連システム、社会インフラシステム、 ノートPC・タブレットの販売、コミュニケーション・ドキュメント関連 |

(6) 本社所在地

(2021年3月31日現在)

| | |
|-----|-------------------------|
| 本 社 | ： 東京都中央区（登記上の本店：福岡県福岡市） |
|-----|-------------------------|

(7) 従業員の状況

(2021年3月31日現在)

| 従業員数（前期比増減） | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---------------|-------|--------|
| 4,790名（127名増） | 45.8歳 | 20.6年 |

（注）従業員数はパナソニック(株)所属出向者1,652名を含んでおります。

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-----------|
| (1) 発行可能株式総数 | 550,000 株 |
| (2) 発行済株式総数 | 137,601 株 |
| (3) 株主数 | 1 名 |
| (4) 大株主の状況 | |

| 株 主 名 | 当社への出資状況 | |
|------------|-----------|--------|
| | 持株数 | 議決権比率 |
| パナソニック株式会社 | 137,601 株 | 100.0% |

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

| 地 位 | 氏 名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|----------|---------|---|
| 代表取締役社長 | 片 倉 達 夫 | 経営全般、行動基準順守担当、パナソニックシステムソリューションズジャパン 社長 |
| 代表取締役副社長 | 宮 澤 俊 樹 | パートナー営業本部 本部長 |
| 代表取締役副社長 | 奥 村 康 彦 | パブリックシステム事業本部 本部長 |
| 取 締 役 | 山 中 雅 恵 | 法人営業部門、サービス・インテグレーション部門担当 |
| 取 締 役 | 山 口 和 洋 | 東京オリンピック・パラリンピック推進プロジェクト担当、公共政策渉外担当 |
| 取 締 役 | 田 中 義 久 | STBネットワークBU担当 |
| 取 締 役 | 藤 井 克 敏 | エンゾニアリング本部担当 |
| 取 締 役 | 安 岡 広 和 | サービスインテグレーション本部担当 |
| 取 締 役 | 古 田 雅 宏 | 品質・環境、CS 推進、調達部門担当 |
| 取 締 役 | 大 橋 康 史 | 経営企画部門担当 |
| 取 締 役 | 鳥 居 宏 司 | 人事、総務、JSU、マーケティング推進部門担当 |
| 取 締 役 | 石 田 朋 義 | 経理部門担当 |
| 取 締 役 | 中 山 正 春 | (非常勤) |
| 監 査 役 | 上 田 昌 平 | 常勤監査役 |
| 監 査 役 | 野 元 毅 | (非常勤) |

(地位、担当等は2021年3月31日現在)

(注) 1. 2021年3月31日付で、下記のとおり、取締役が退任致しました。

| 地 位 | 氏 名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|-------|---------|------------------|
| 取 締 役 | 田 中 義 久 | STB ネットワーク BU 担当 |

(注) 1. 2021年4月1日付で、下記のとおり、取締役が新たに就任致しました。

| 地 位 | 氏 名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|-------|---------|-----------------------------|
| 取 締 役 | 高 嶋 靖 彦 | 技術・システム開発担当、STB ネットワーク BU 長 |

取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分 | 人数 | 報酬等の額 |
|-------|-----|--------|
| 取 締 役 | 1 名 | 65 百万円 |
| 監 査 役 | 2 名 | 11 百万円 |
| 合 計 | 3 名 | 76 百万円 |

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記の支給額には、使用人兼務取締役に支給した使用人給与相当額は含まれておりません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬の額

43 百万円

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、2020年11月27日開催の取締役会において、当社の現況等を踏まえ、見直しを行った結果、内部統制システムの整備に関する基本方針について以下のとおり継続することを決議致しました。

内部統制システムの整備に関する基本方針

(1) 取締役の職務執行の適法性を確保するための体制

コンプライアンス意識の徹底を図るとともに、効果的なガバナンス体制およびモニタリング体制を整えることによって、取締役の職務執行の適法性を確保する。

(2) 取締役の職務執行に関する情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に関する情報は、法令および社内規程に従い、適切に保存と管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関する規程に従い、事業経営に影響を与えるリスクを洗い出して重要リスクを特定する。各重要リスクについて対策を講じるとともに、その進捗をモニタリングし、継続的改善を図る。

(4) 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

意思決定の迅速化を図るとともに、事業戦略に基づいて経営目標を明確化し、その達成状況を検証することによって、取締役の職務執行の効率性を確保する。

(5) 使用人の職務執行の適法性を確保するための体制

コンプライアンスに対する方針の明示によって、使用人のコンプライアンス意識の向上を図る。また、効果的なモニタリング体制を整えることによって、使用人の職務執行の適法性を確保する。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、傘下のグループ会社の自主責任経営を尊重しつつも、当社グループとしての業務の適正を確保するために、傘下のグループ会社に対して経営方針・経営理念および内部統制システムの整備に関する基本方針を徹底し、当社への報告体制を整備する。

- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するため、取締役から独立した組織を設け、監査役スタッフを置く。
- (8) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
監査役スタッフは社内規程に従うが、監査役スタッフへの指揮命令権は各監査役に属するものとし、人事事項については監査役と事前協議を行うものとする。
- (9) 当社および子会社の取締役および使用人等が当社監査役に報告をするための体制
当社および傘下のグループ会社の取締役および使用人等が各社の監査役に対して適切に報告する機会と体制を確保するとともに、各社の監査役が当社監査役に対して適切に報告する機会と体制を確保する。
- (10) 監査役への報告をした者が報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社および傘下のグループ会社の使用人等が監査役に報告する機会と体制の確保にあたり、報告を行った使用人等が報告を理由として不利な取扱いを受けないようにする。
- (11) 監査役職務執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針
監査の実効性を確保するため、監査役職務執行について生ずる費用の予算を毎年計上し、計上外で拠出する費用についても、法令に則って会社が前払いまたは償還する。
- (12) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役が毎年策定する「監査計画」に従い、会計監査人との相互連携等を含む実効性ある監査を実施できる体制を整える。

当社における基本方針の運用状況

当社は、パナソニック株式会社（以下、「パナソニック(株)」という）の子会社として、同社の経営基本方針、諸規程・諸制度に則り、同社の社内カンパニーであるコネクティッドソリューションズ社（以下「CNS社」という）のカンパニー経営会議等による管理と統制のもと、その経営を執行している。

(1) 取締役職務執行の適法性を確保するための体制

経営理念実践の指針を具体的に定めた「パナソニック行動基準」等の社内規程を運用している。また、取締役会決議による担当業務の委嘱により、取締役の責任を明確化している。さらに、監査役および監査役協議会による監査等が実施されている。加えて、反社会的勢力に対しては、企業内暴排に関する誓約書の取得等の取り組みにより、一切の関係遮断を図っている。

(2) 取締役の職務執行に関する情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録は、取締役会開催ごとに作成され、担当部署により永久保存されている。また、社長決裁については、担当部署により社内規程に従い保存されている。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

パナソニックグループ「リスクマネジメント基本規程」に従って、事業実態に即したリスクアセスメントを通じてリスク情報を一元的・網羅的に収集・評価し、重要リスクを特定するとともに、その重要性に応じてリスクへの対応を図っている。

(4) 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

「決裁規程」の運用、経営上重要な情報の正確かつ迅速な収集・伝達のためのITシステムの整備等により、意思決定の迅速化を図っている。また、事業戦略等を基に策定した経営目標について、四半期決算において達成状況を確認・検証のうえ、その対策を立案・実行している。

(5) 使用人の職務執行の適法性を確保するための体制

「パナソニック行動基準」等の社内規程の運用や「コンプライアンス月間」の取り組み、階層別研修・eラーニングをはじめとする各種の啓発活動を行うとともに、「業務監査」・「内部統制監査」等の実施、パナソニックグループの各種ホットラインの運用等を通じて不正行為の早期発見に努めている。また、反社会的勢力に対しては、不当要求防止責任者を設置し、企業内暴排に関する誓約書の取得等の取り組みにより、一切の関係遮断を図っている。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

「パナソニック行動基準」および「決裁規程」の運用、傘下のグループ会社への取締役および監査役の派遣・株主権の行使、グループ会社が遵守すべきガバナンス規程の運用、内部監査部門による定期的な「業務監査」・「内部統制監査」の実施、CNS社運営方針発表による目標の共有化および通達等により、当社の内部統制システムの基本方針を傘下のグループ会社に徹底するとともに、当該グループ会社との間で適切な情報伝達等を行っている。また、上記各体制のもとで当社グループの業務の適正を確保することにより、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制についても適切な対応を行っている。

(7) 監査役を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

専任の監査役スタッフが所属する監査役室を設置し、執行部門の組織から分離させている。監査役スタッフには監査役の要求する適切な能力、知見を有する人材を配置している。

(8) 監査役を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

各監査役が、監査役スタッフへの指揮命令を行い、監査役スタッフは、それに従って監査役の職務の補助を行っている。また、監査役スタッフの異動、処遇等の人事事項は、監査役と事前協議のうえ実施している。

(9) 当社および子会社の取締役および使用人等が当社監査役に報告をするための体制

当社および傘下のグループ会社の取締役および使用人等が、各社の監査役主催の定例報告会等において、業務の運営や課題等について報告するとともに、重要会議に監査役の出席を要請して適宜報告している。また、当社傘下のグループ会社の監査役は、各グループ会社における報告内容に関し、当社監査役に対して適宜報告している。なお、パナソニックグループ「監査役通報システム」によって、会計および監査における不正や懸念事項について、当社およびグループ会社の使用人等が直接、パナソニック株の監査役会に通報する体制を構築している。

(10) 監査役への報告をした者が報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「監査役通報システム」においても、匿名の通報を認めるとともに、通報者が通報を理由として不利益な取扱いを受けないことは、「パナソニック行動基準」によって確保されている。

(11) 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針

監査の実効性を確保するために、監査役職務の執行上必要と見込まれる費用についてあらかじめ予算を計上している。また、緊急または臨時に拠出した費用についても、法令に則って会社が前払いまたは償還している。なお、監査役は監査費用の支出にあたってその効率性および適正性に留意している。

(12) その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、パナソニックグループ監査役・監査役員との連携を図るために、パナソニック株の常任監査役が議長を務める「パナソニックグループ監査役全体会議」に参画している。

また、代表取締役と監査役は定期的におよび必要に応じて、意見交換を行っている。さらに、各部門は監査役による国内外の事業場往査に協力し、内部監査部門も監査役に適宜報告するなど、監査役と連携することにより、監査役監査の実効性向上に協力している。

加えて、会計監査人による監査計画策定、四半期レビュー、期末監査の際に、監査役と会計監査人は定期的に会合を持ち、説明・報告等を受けるとともに、必要に応じて意見交換を行っている。

6. 親会社等との間の取引に関する事項

(1) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

1. 製品の販売については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、交渉のうゑで決定しております。
2. 資金の預け入れについては、パナソニックグループ内の資金を一元化して効率運用することを前提としつつ、金融機関等の利率も勘案して決定しております。
3. パナソニック(株)からの技術協力費等の収入については、当社が提供する役務および便益に基づき決定しております。
4. パナソニック(株)からの製品の仕入については、見積り入手し、市場の実勢価格を勘案して交渉のうゑで決定しております。
5. パナソニック(株)に対するグループ経営運営費等の賦課費については、パナソニック(株)本社が提供する役務および便益に基づき、決定しております。

- ### (2) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当社の取締役会の判断及びその理由
- 上記の取引は、当社が社内規程に基づき、親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、当社の利益を害することはないと当社の取締役会は判断しております。

第 5 4 期

貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書

2020年4月1日から

2021年3月31日まで

パナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|-------------|----------------|------------------|----------------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| | 百万円 | | 百万円 |
| 流動資産 | 113,656 | 流動負債 | 60,646 |
| 現金預金 | 2,066 | 電子記録債務 | 693 |
| 預け金 | 19,564 | 買掛金 | 31,583 |
| 受取手形 | 708 | 未払金 | 159 |
| 売掛金 | 71,143 | 未払費用 | 10,887 |
| 製品・商品 | 4,849 | 未成工事受入金 | 4,656 |
| 未成工事支出金 | 6,526 | 未払法人税等 | 421 |
| 原材料・仕掛品・貯蔵品 | 930 | リース債務 | 1,099 |
| 未収入金 | 2,762 | 未払消費税 | 19 |
| その他の流動資産 | 5,109 | 賞与引当金 | 4,914 |
| 貸倒引当金 | △ 5 | 製品保証等引当金 | 67 |
| | | 受注工事損失引当金 | 598 |
| | | 完成工事補償引当金 | 190 |
| | | 預り保証金 | 235 |
| | | その他の流動負債 | 5,120 |
| 固定資産 | 26,746 | 固定負債 | 6,738 |
| 有形固定資産 | 10,354 | リース債務 | 2,372 |
| 建物 | 4,600 | 預り金 | 1 |
| 構築物 | 16 | 退職給付引当金 | 4,364 |
| 機械装置 | 108 | | |
| 車両運搬具 | 0 | | |
| 工具器具備品 | 1,092 | | |
| 土地 | 1,359 | | |
| リース資産 | 3,146 | | |
| 建設仮勘定 | 29 | | |
| 無形固定資産 | 1,176 | | |
| ソフトウェア | 828 | | |
| ソフトウェア仮勘定 | 283 | | |
| のれん | 44 | | |
| 施設利用権 | 19 | | |
| 投資その他の資産 | 15,215 | | |
| 投資有価証券 | 1,617 | | |
| 関係会社株式 | 680 | | |
| 前払年金費用 | 3,393 | | |
| 長期預け金 | 1,408 | | |
| 繰延税金資産 | 8,045 | | |
| その他の投資等 | 70 | | |
| | | 負債合計 | 67,385 |
| | | 純資産の部 | |
| | | 株主資本 | 72,585 |
| | | 資本金 | 350 |
| | | 資本剰余金 | 100 |
| | | 資本準備金 | 100 |
| | | 利益剰余金 | 72,135 |
| | | 利益準備金 | 87 |
| | | その他利益剰余金 | 72,048 |
| | | 圧縮記帳積立金 | 104 |
| | | 別途積立金 | 20,000 |
| | | 繰越利益剰余金 | 51,944 |
| | | 評価・換算差額等 | 431 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 430 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | 1 |
| | | 純資産合計 | 73,017 |
| 資産合計 | 140,402 | 負債及び純資産合計 | 140,402 |

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 預け金は、パナソニックグループ内の資金を一元化して効率運用することを目的とするパナソニック株式会社に対する預け入れ額であります。
- | | |
|-------------------|-------------|
| 3. 関係会社に対する短期金銭債権 | 28,393百万円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 21,299百万円 |
| 4. 有形固定資産の減価償却累計額 | 23,197百万円 |
| 5. 1株当たり純資産額 | 530,645円91銭 |

損 益 計 算 書

| 科 目 | 当 期 |
|-------------------------|---------------------------------|
| | (2020年4月1日から 2021年3月31日まで) |
| | 百万円 |
| 売 上 高 | 281,577 |
| 売 上 原 価 | 237,111 |
| 売 上 総 利 益 | 44,465 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 29,928 |
| 営 業 利 益 | 14,536 |
| 営 業 外 収 益 | 341 |
| (受 取 利 息 及 び 配 当 金) | (56) |
| (そ の 他 の 収 益) | (284) |
| 営 業 外 費 用 | 183 |
| (支 払 利 息) | (29) |
| (そ の 他 の 費 用) | (153) |
| 経 常 利 益 | 14,693 |
| 特 別 利 益 | - |
| 特 別 損 失 | - |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | 14,693 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 308 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △2,539 |
| 当 期 純 利 益 | 16,924 |

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

| | |
|----------------------------|-------------|
| 2. 売上原価に含まれている受注工事損失引当金繰入額 | 103百万円 |
| 3. 関係会社との取引高 | |
| 営業取引による取引高 | |
| 売 上 高 | 33,955百万円 |
| 仕 入 高 | 105,157百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 112百万円 |
| 4. 1株当たり当期純利益 | 123,000円41銭 |

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | |
|-----------------------------|------|-------|--------------|-------------|-------|-------------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余金 合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | |
| | | | | | | 圧縮記帳 積立金 | 別途 積立金 |
| 当 期 首 残 高 | 350 | 100 | 0 | 100 | 87 | 106 | 20,000 |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 | | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | | | |
| 圧 縮 記 帳 積 立 金 の 取 崩 | | | | | | △2 | |
| 当 期 純 利 益 | | | | | | | |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額) | | | | | | | |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計 | - | - | - | - | - | △2 | - |
| 当 期 末 残 高 | 350 | 100 | 0 | 100 | 87 | 104 | 20,000 |

| | 株主資本 | | | 評価・換算差額等 | | | 純資産 合計 |
|-----------------------------|-------------|---------|------------|----------------------|-----------------|--------------------|-----------|
| | 利益剰余金 | | 株主資本 合計 | その他 有価証券 評価差額金 | 繰延 ヘッジ 損益 | 評価・ 換算差額 等合計 | |
| | その他利益剰余金 | 利益剰余金 | | | | | |
| | 繰越利益 剰余金 | 合計 | | | | | |
| 当 期 首 残 高 | 48,919 | 69,114 | 69,564 | 362 | 0 | 363 | 69,927 |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 | | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | △13,901 | △13,901 | △13,901 | | | | △13,901 |
| 圧 縮 記 帳 積 立 金 の 取 崩 | 2 | - | - | | | | - |
| 当 期 純 利 益 | 16,924 | 16,924 | 16,924 | | | | 16,924 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額) | | | | 67 | 1 | 67 | 67 |
| 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計 | 3,025 | 4,674 | 4,674 | 67 | 1 | 67 | 4,742 |
| 当 期 末 残 高 | 51,944 | 72,135 | 72,585 | 430 | 1 | 431 | 73,017 |

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当該事業年度における発行済株式の数

普通株式

137,601株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

金銭による配当

| 決議 | 配当金の総額 | 一株当たりの配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-----------|------------|-------------|------------|
| 2020年6月18日 定時株主総会 | 1,902百万円 | 13,829円02銭 | 2020年3月31日 | 2020年6月19日 |
| 2021年2月24日 定時取締役会 | 12,000百万円 | 87,208円66銭 | 2020年12月31日 | 2021年3月29日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| 決議 | 配当金の総額 | 一株当たりの配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|----------|------------|------------|------------|
| 2021年6月21日 定時株主総会 | 2,482百万円 | 18,038円27銭 | 2021年3月31日 | 2021年6月22日 |

重要な会計方針

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品・仕掛品・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・総平均法

商品・原材料・貯蔵品・・・・・・・・・・・・・・・・総平均法

未成工事支出金・・・・・・・・・・・・・・・・個別法

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式・・・・・・・・移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの・・・・・・・・決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの・・・・・・・・移動平均法による原価法

3. デリバティブの評価基準及び評価方法・・・・・・・・時価法

4. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産除く）・・・・・・・・定額法

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

機械装置 3～10年

工具器具備品 1～10年

②無形固定資産・・・・・・・・定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（1年～3年）に基づく定額法によっております。

③リース資産・・・・・・・・定額法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5. 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③製品保証等引当金

製品のアフターサービスに対する費用支出に備えるため、保証期間内のサービス費用見込額を過去の実績を基礎にして計上しております。

④受注工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、手持受注工事のうち期末で損失が確実視され、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、翌期以降に発生が見込まれる損失見込額を計上しております。

⑤完成工事補償引当金

完成工事に対する瑕疵担保費用支出に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する瑕疵担保費用の見込額を過去の実績を基礎に計上しております。

⑥退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。

6. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事契約については、工事進行基準(工事進捗率の見積りは原価比例法)を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。

7. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

8. ヘッジ会計の方法

為替予約については、金融商品に係る会計基準における繰延ヘッジ会計を採用しております。

9. のれんの償却方法

のれんの償却については個別案件毎の投資効果の発現する期間(5年)で償却しております。

10. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜処理によっております。

表示方法の変更の注記

1. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性(繰延税金資産8,045百万円)

繰延税金資産の回収可能性は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額により見積っております。また、当社は連結納税制度を適用しており、連結納税会社の事業計画において市場動向等を主要な仮定として織り込んでおります。そのため、仮定に変化が生じ、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響については、足元の受注・販売状況などの内部情報や、経済や市場・消費動向など、複数の外部の情報源に基づく情報等を踏まえ、翌事業年度も影響が継続するものと仮定し、「繰延税金資産の回収可能性」などの会計上の見積りを実施し、会計処理に反映しています。

税効果会計

- 繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、退職給付引当金の否認等であります。
- 繰延税金資産から控除した評価性引当額

| | |
|-----------------------|--------------|
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 | 4, 5 2 1 百万円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | 1, 0 3 2 百万円 |
| 評価性引当額合計 | 5, 5 5 3 百万円 |

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、パナソニックグループ内の資金を一元化して効率運用することを目的としたパナソニック株式会社に対する預け入れによる資金運用としております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは社内規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については定期的に時価の把握を行い、非上場株式については定期的に取引先企業の財務状況の把握を行っております。

買掛金に係る取引先の信用リスクは社内規程に沿ってリスク低減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 貸借対照表計上額 (*1) | 時価 (*1) | 差額 |
|------------|---------------|------------|----|
| (1) 預け金 | 19,564 | 19,564 | — |
| (2) 受取手形 | 708 | 708 | — |
| (3) 売掛金 | 71,143 | 71,143 | — |
| (4) 投資有価証券 | 1,023 | 1,023 | — |
| (5) 電子記録債務 | (693) | (693) | — |
| (6) 買掛金 | (31,583) | (31,583) | — |

(*1) 負債に計上されているものについては () で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 預け金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、(5) 電子記録債務および(6) 買掛金

これらは短期間で決済され時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

2. 非上場株式（貸借対照表計上額 1,274 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難なことから上表には含めておりません。

関連当事者との取引

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

| 属性 | 会社等の名称 | 議決権等の被所有割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-------------------|-------------------|------------|-------------------------|--------------------|--------|----------------|----------------|
| 親会社 及び 主要株主 | パナソニック株 (上場会社) | 直接 100% | 当社製品の販売 資金の預け入れ 等 | 電気機器等の販売 (注1) | 17,538 | 売掛金 未成工事受入金 | 3,412 2,240 |
| | | | | 資金の預け入れ (注2) | 27,655 | 預け金 | 19,564 |
| | | | | 製品の仕入 (注3) | 69,551 | 買掛金 | 9,692 |
| | | | | グループ経営運営費等 (注4) | 1,401 | 未払費用 | 2,657 |

- (注) 1. 当社製品の販売については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、交渉のういで決定しております。
 2. 資金の預け入れの取引金額は、平均残高を記載しております。
 資金の預け入れについては、パナソニックグループ内の資金を一元化して効率運用することを前提としつつ、他の金融機関等の利率も勘案して決定しております。
 3. パナソニック株からの製品の仕入については、見積りを入手し、市場の実勢価格を勘案して交渉のういで決定しております。
 4. パナソニック株に対するグループ経営運営費等の賦課費についてはパナソニック株本社が提供役務および便益に基づき、決定しております。
 5. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 兄弟会社等

| 属性 | 会社等の名称 | 議決権等の被所有割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-------------|-------------------------------|------------|-----------|---------------|--------|-----|-------|
| 同一の親会社をもつ会社 | パナソニック モバイル コミュニケーションズ株 | — | 当社製品の製造販売 | 製品の仕入 (注1) | 17,660 | 買掛金 | 2,633 |

- (注) 1. 当社製品の販売については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、交渉のういで決定しております。
 2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

第 5 4 期

附属明細書（計算書類関係）

2020年4月1日から

2021年3月31日まで

パナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

| 区分 | 資産の種類 | 期首 帳簿価額 | 当期 増加額 | 当期 減少額 | 当期 償却額 | 期末 帳簿価額 | 減価償却 累計額 | 期末 取得原価 |
|----------------|---------------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-------------|------------|
| 有形 固定 資産 | 建物 | 4,802 | 469 | 22 (-) | 649 | 4,600 | 13,110 | 17,711 |
| | 構築物 | 19 | 1 | - (-) | 4 | 16 | 40 | 57 |
| | 機械装置 | 84 | 50 | - (-) | 26 | 108 | 474 | 583 |
| | 車両運搬具 | 0 | - | - (-) | 0 | 0 | 3 | 4 |
| | 工具器具備品 | 1,082 | 891 | 2 (-) | 878 | 1,092 | 8,698 | 9,791 |
| | 土地 | 1,359 | - | - (-) | - | 1,359 | - | 1,359 |
| | リース資産 | 137 | 3,801 | - (-) | 792 | 3,146 | 868 | 4,014 |
| | 建設仮勘定 | 256 | 83 | 310 (-) | - | 29 | - | 29 |
| | 計 | 7,743 | 5,298 | 335 (-) | 2,351 | 10,354 | 23,197 | 33,552 |
| 無形 固定 資産 | ソフトウェア | 542 | 755 | 21 (-) | 446 | 828 | | |
| | ソフトウェア 仮勘定 | 34 | 288 | 39 (-) | - | 283 | | |
| | のれん | 88 | - | - (-) | 44 | 44 | | |
| | その他 | 23 | - | 3 (-) | - | 19 | | |
| | 計 | 688 | 1,043 | 64 (-) | 491 | 1,176 | | |

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有形固定資産の当期増加のうち主なものは以下の通りであります。

顧客向けサブスクリプション PC による増加 リース資産 942 百万円

次世代自動通報センター件名による増加 工具器具備品 140 百万円

3. 「当期減少額」欄の()は内数で、当期の減損損失計上額であります。

2. 引当金の明細並びにその計上の理由及び額の算定方法

(単位：百万円)

| 区分 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|
| 貸倒引当金 | 4 | 5 | 4 | 5 |
| 賞与引当金 | 4,824 | 4,914 | 4,824 | 4,914 |
| 製品保証等引当金 | 77 | 67 | 77 | 67 |
| 受注工事損失引当金 | 495 | 813 | 710 | 598 |
| 完成工事補償引当金 | 213 | 190 | 213 | 190 |
| 退職給付引当金 | 4,494 | 141 | 271 | 4,364 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | 摘要 | 科目 | 金額 | 摘要 |
|-----------|--------|----|--------|--------|----|
| 販売直接費 | 1,492 | | 旅費・通信費 | 494 | |
| 販売促進費 | 451 | | 減価償却費 | 1,123 | |
| 運送費 | 733 | | 賃借料 | 3,482 | |
| グループ経営運営費 | 1,545 | | 事業税 | 805 | |
| 広告宣伝費 | 155 | | 特許権使用料 | 178 | |
| 従業員給与手当 | 14,710 | | その他 | △133 | |
| 退職給付費用 | 788 | | | | |
| 福利厚生費 | 3,120 | | 合計 | 28,949 | |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

パナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

俣野 宏行 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

江崎 真護 

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、パナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

私たち監査役は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

各監査役は、他の監査役と意思疎通および情報の交換を図るほか、監査役監査基準、監査の方針および監査計画等に従い、電話回線またはインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査役等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査部門その他使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、決裁書類その他重要な書類を閲覧し、本社および主要な事業所の業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項および同号ロの判断および理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を監査業務の品質管理に関する諸法令・基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類

(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表) およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項および当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月27日

パナソニック システムソリューションズ ジャパン株式会社

常勤監査役

上田 昌平



監査役

野元

